

工保第79615号

平成29年 9月20日

一般社団法人神奈川県高圧ガス保安協会会長 様

神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長



二酸化炭素冷凍設備の法令適用について(通知)

本県の工業保安行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年、二酸化炭素冷媒が普及してきたことにもない、冷凍設備の法令適用は、平成29年7月20日付の高圧ガス保安法施行令の改正等により、別紙のとおり変更されましたので、通知します。

問合せ先

高圧ガスグループ 保坂、菊池

電話 045-210-3489

冷凍設備の法令適用の取扱い

1. 目的

二酸化炭素冷媒の普及に対応するため、そのリスクを踏まえ、二酸化炭素冷媒の冷凍設備の許可及び届出の対象が緩和されることになり、平成29年7月20日付の政令改正により、同月25日から取扱いが変わりました。

この改正により、冷凍設備の法令適用は次のとおりとなります。なお、事業所の区分は自動的に変更となりますので、改正に伴う届出は不要です。

2. 法令適用の区分

冷凍能力[冷凍トン/日]

区分	不活性のフルオロカーボン、二酸化炭素	不活性以外のフルオロカーボン、アンモニア	その他のガス
第一種製造	50以上	50以上	20以上
第二種製造	20以上50未満	5以上50未満	3以上20未満
その他の製造	5以上20未満	3以上5未満	なし
適用除外	5未満	3未満	3未満

※アンモニアを一次冷媒に使用した二酸化炭素の自然循環式冷凍設備は、アンモニアの区分とする。

3. 改正の内容

<二酸化炭素冷媒の冷凍設備>

冷凍能力[冷凍トン/日]

改正法令	区分	改正後	改正前
施行令第4条第1項	第一種製造	50以上	20以上
	第二種製造	20以上50未満	3以上20未満
法第13条関係	その他の製造	5以上20未満	なし
施行令第3条第3項 第4号	適用除外	5未満	3未満

なお、アンモニアを一次冷媒に使用した二酸化炭素の自然循環式冷凍設備については、アンモニアの規制体系にて許可及び届出を判断する旨、経済産業省より見解が示されたことを併せて申し添えます。